

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ

NO	事項	問	答	備考
1	利用者負担額	利用者負担額を日割り計算により減免した分は、誰が負担するのでしょうか。	通常の施設型給付費等の負担割合により負担することとなります。	
2	利用者負担額	利用者負担額を日割り計算する臨時休園等とはどのような場合でしょうか。	<p>利用者負担額の日割り計算は、市区町村の要請・同意により保育所等を休園した場合や市区町村からの登園回避の要請により保育所等を欠席した場合等に行います。例えば、以下の場合が考えられます。</p> <p>①子ども等の感染が発覚し、市区町村からの要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合                      ②地域の公衆衛生の観点から、市区町村の要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合                      ③保育所等は開園しているが、感染、感染の疑い、濃厚接触により一部の子どもに対し、市区町村から登園回避の要請・同意を行った場合                      ④多くの保育士が濃厚接触者に特定されたことや、小学校の休校等に伴い子どもが自宅にいるために勤務できないことなどにより保育士等が不足し、やむを得ない場合に、市区町村と相談の上、仕事を休んでいる保護者に園児の登園を控えるよう要請する場合</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和3年4月1日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)においては、引き続き、保育所等について、感染防止策の徹底を行いつつ原則開所することとされていることに御留意ください。</p>	令和3年4月2日更新
3	利用者負担額	緊急事態宣言が発出されたことを受け、都道府県知事から施設管理者等に保育所等の使用の制限等が要請された場合、利用者負担額の日割り計算の対象となるのでしょうか。	緊急事態宣言を受け、都道府県知事が施設管理者等に休園等を要請し、当該要請を受けて市区町村の判断により保育所等を臨時休園等(全部休園、一部休園、登園自粛要請)した場合にも、2同様、利用者負担額の日割り計算の対象となります。	
4	利用者負担額	現在育休取得中であり、復職を予定していたが、保育所等が臨時休園等したために当面の間育休を延長して家庭において保育をすることになった場合、入園時期及び利用者負担額はどのようなのでしょうか。	<p>今般の新型コロナウイルス感染症対策に伴う育休延長等の場合、保護者や子どもの責めに帰することのできない事情による育休延長であることに鑑み、機械的に利用調整を行うのではなく、柔軟な取扱いとすることが考えられます。</p> <p>例えば、3月入園予定のところ、市区町村の判断により保育所等を臨時休園等したために3月の間育休を延長して家庭で保育し、4月から施設を利用するなどの場合、手続き上は3月に入園していたが、3月の利用者負担額については日割り計算とする(1日も登園しなかった場合は利用者負担額なし)という方法をとることも可能です。</p> <p>なお、必要性認定について、職権による認定の有効期間の変更等を行うことを必要とするものではありません。</p>	
5	利用者負担額	臨時休園等により施設を利用できない場合においても保育に関する給付が支給されることから、育児休業給付金の支給と重複する場合があります。この場合、併給調整がなされるのでしょうか。	両給付間において、併給調整は行いません。	
6	利用者負担額	臨時休園等した場合に、自治体の判断で利用料を日割りしないということは可能ですか。	今般の新型コロナウイルス感染症対策における利用者負担額の日割りについては、子ども・子育て支援法施行令第24条第2項に基づくものであり、自治体の裁量で日割りしないことはできません。	
7	利用者負担額	広域利用により、A市に居住する子どもが、B市にある保育所等に通っており、B市の判断によりその保育所等を臨時休園等した場合、A市の子ども利用者負担額の取扱いはどのようなのでしょうか。	市区町村の要請・同意による保育所等の臨時休園等により、保育の提供がなされない場合は、日割り計算の対象となりますが、保育の実施主体は居住地の市町村になるため、市町村間で調整の対応をお願いいたします。	

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ

NO	事項	問	答	備考
8	利用者負担額	登園自粛要請期間中の登園しなかった理由について把握する必要がありますか。	市町村は各園に照会するなど、登園自粛要請期間に登園しなかった日数の把握を行ってください。その際、具体的に理由まで把握する必要はありません。	
9	利用者負担額 (上乗せ徴収)	特定教育・保育施設の上乗せ徴収(特定保育料)については、幼児教育・保育の無償化後も徴収が行われていますが、特定保育料は保護者に返還する必要がありますか。	特定教育・保育施設における上乗せ徴収(特定保育料)の取扱いについては、各設置者と保護者の契約等に基づき定められるものであるため、臨時休業等期間中の徴収の取扱いについては保護者の理解を得つつ各設置者において御判断いただくよう御願います。 なお、一般論としては、臨時休業等期間中においても、幼稚園教諭・保育教諭といった各職員は教育課程や保育計画の編成、保育環境の準備、各家庭との連絡、園内の消毒・衛生管理体制の強化など、教育・保育の提供に必要な業務に従事していると考えられ、特定保育料はこうした役務を含め、教育・保育の提供に必要な費用を総合して定められているものであること等を踏まえると、必ずしも臨時休業等中の特定保育料の返還義務が生じるものではないと考えられます。	
10	利用者負担額 (給食費・通園送迎費等)	今般の新型コロナウイルス感染症対策の観点から臨時休業等を行う場合、臨時休業等期間中における保育料以外の徴収金(給食費・通園送迎費等)の取扱いはどのように考えたらよいでしょうか。	給食費・通園送迎費等といった、保育料以外の徴収金については、当該徴収金に対応した物品の購入や役務の提供等に係る費用の発生状況を踏まえつつ、臨時休業等に伴い当該費用が縮減される場合には、徴収額の減額等を行うことが考えられます。例えば、給食費について、臨時休業等が長期にわたる場合等で、給食に係る食材の調達量や配食計画の見直し等により費用が縮減できた場合には、徴収額の減額等を行い保護者の負担軽減を図ることが考えられます。  参考:「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年10月30日版)」のNo.12-14	
11	公定価格	臨時休園等をしている場合や職員が発熱等により出勤できない場合、学校の休業等に伴い保護者である職員が出勤できなかった場合、他の保育所等へ職員を派遣することにより「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項」に定める基準を下回った場合の給付費の支出はどのようにでしょうか。 また、各種加算の要件を満たせない状態や、加減調整・乗除調整部分の要件に当てはまる状態となった場合の、各種加算及び加減調整・乗除調整部分の取扱いはどのようになるのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等している場合においても、教育・保育の提供体制を維持するため、通常どおり給付費を支給します。 各種加算や加減調整・乗除調整の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づいて適用を判断します。 したがって、例えば、 ・3歳児配置改善加算やチーム保育推進加算など、職員を加配することを要件としている加算の場合も当該職員が勤務しているものとみなして算定し、通常どおり支給する ・本来土曜保育を行う保育所が新型コロナウイルス感染症の対応のため土曜日に閉所する場合、「土曜日に閉所する場合」の減額調整においては当該土曜日について開所しているものとして取り扱う ・発熱等により出勤できない職員の業務を施設長が代わりにしている場合、「施設長が配置されている場合」の減額調整においては専従として取り扱うこととなります。	
12	公定価格	公定価格について臨時休園等の場合についても通常通り支給することとされていますが、職員の賃金の支払いについてどのように対応すべきですか。	公定価格においては、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等を行っている場合においても、通常どおり給付を行い、施設の収入を保証することとしています。人件費の支出についても、これを踏まえて適切にご対応いただくべきと考えております。	

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ

NO	事項	問	答	備考
13	公定価格 (給食実施加算)	給食実施加算の加算額の算定にあたっては、「週当たり実施日数」は修業期間中の平均的な月あたり実施日数を4(週)で除して算出することとなっていますが、臨時休園等によって「週当たり実施日数」を減少させる必要がありますか。	臨時休園等によって「週当たり実施日数」を減少させる必要はありません。	
14	公定価格 (副食費徴収免除加算)	臨時休園等している場合の副食費徴収免除加算(1号、2号)の算定はどのように考えれば良いでしょうか。	臨時休園等の間であっても、通常どおり給食実施日として加算額を算定することとなります。	
15	公定価格 (施設関係者評価加算)	新型コロナウイルス感染症対策のため、公開保育を対面により実施することができないのですが、施設関係者評価加算の認定等についてどのように対応すれば良いでしょうか。	公開保育の取組と施設関係者による評価を一体的に実施する施設については、加算額が増額されますが、公開保育をオンラインで実施した場合も、対面により実施した場合と同様に増額の要件を満たしたことになります。 なお、令和2年度に限っては、施設関係者評価と組み合わせた「公開保育」を計画し、実施を予定していたことが確認された場合には、実際に実施できなくても要件を満たすものとして取り扱って差し支えありません。	
16	公定価格 (小学校接続加算・主幹教諭等専任加算・主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合)	新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校との交流活動を対面により実施することができないのですが、小学校接続加算等の認定等についてどのように対応すれば良いでしょうか。	「交流活動」をオンラインで実施した場合も、対面により実施した場合と同様に要件を満たしたことになります。 なお、令和2年度に限っては、小学校との「交流活動」を計画し、実施を予定していたこと及び他の要件(※)を満たしていることが確認された場合には、実際に実施できなくても要件を満たすものとして取り扱って差し支えありません。  ※年間を通じた継続的な小学校との連携・接続に係る取組に関する「交流活動」以外の要件 ①小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること ②小学校との接続を見通した教育課程を編成していること(継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む)	
17	公定価格 (処遇改善等加算)	令和2年度第2次及び第3次補正予算に計上された「保育所等における新型コロナウイルス対策支援事業」及び「保育環境改善等事業」等を財源として、職員に対して手当等を支給している場合、これらの手当等を処遇改善等加算における支払賃金総額に含めることは可能でしょうか。	新型コロナウイルス感染症対策として、 ・厚生労働省において「保育所等における新型コロナウイルス対策支援事業」(第2次補正予算)、「保育環境改善等事業」(第3次補正予算) ・文部科学省において「幼稚園におけるマスク購入等の感染拡大防止事業」(第2次・第3次補正予算)を実施しており、これらの事業により、「かかり増し経費」として①勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、②通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当等を職員に支給することが可能となっています。  これらの手当等の支給については、公定価格とは別の補助事業を財源として実施しているものであるため、処遇改善等加算における支払賃金総額には含みません。	
18	施設等利用費 (臨時休業等の理由)	幼稚園(新制度に移行していない)及び認可外保育施設における新型コロナウイルス感染症により臨時休園等した場合の「子育てのための施設等利用給付」の取扱いについては、園側の判断により予防的措置として臨時休業等している場合も含まれますか。	今般の新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業・臨時休園等であれば対象となります。	
19	施設等利用費 (預かり保育事業の支給上限額の算出)	預かり保育事業の支給上限額算出上の「その月の預かり保育事業の利用日数」に臨時休業等期間中における預かり保育の提供予定の日数を含むとありますが、この「預かり保育の提供予定の日数」とは、保護者が利用を予定していた日数を指すのでしょうか。	「預かり保育の提供予定の日数」とは、臨時休業等を行う当該園において、臨時休業等がなければ当該預かり保育事業を実施する予定としていた日数を指します。	

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ

NO	事項	問	答	備考
20	施設等利用費 (預かり保育事業の支給 上限額の算出)	臨時休業等期間を含む月の預かり保育事業の支給上限額の算出は、「その月の預かり保育事業の日数」に「臨時休業期間中における預かり保育事業の提供予定の日数」を加えて算出することとなるのでしょうか。 また、これは転出入がない場合も同様でしょうか。	お見込みのとおりです。 臨時休業等期間を含む月における預かり保育事業の支給上限額は、「450円×(その月の臨時休業等前後の期間において預かり保育事業を利用した日数+臨時休業等期間中における当該園において預かり保育事業を提供することを予定していた日数)」により算出し、実際に支払った預かり保育事業に係る利用料と比較していずれか低い方を支給してください。 また、この取扱いは転出入を伴わない場合も同様です。	
21	施設等利用費 (支給上限額)	幼稚園(新制度に移行していない)は臨時休業するが当該園で預かり保育事業のみ実施する場合、施設等利用給付第2号認定もしくは教育・保育給付第2号認定を受けていれば、3.7万円まで施設等利用費が支給されますか。	幼稚園に在籍していることにより2.57万円の施設等利用費の支給を受けていることとなるため、ご質問のような場合の預かり保育事業に係る支給上限額は1.13万円となります。	
22	施設等利用費 (臨時休業等を行った場合の副食費の取扱い)	今般の新型コロナウイルス感染症対策の観点から新制度に移行していない幼稚園において臨時休業等を行う場合の副食費の補足給付事業の取扱いについては、変更があるでしょうか。	幼稚園等における副食費の補足給付事業については、その事業実施方法を出来る限り市町村の裁量に委ねることとしておりますが、月額4,500円を上限に補助を行うという国で示している実施要綱の内容に変更はありません。国で示している実施要綱どおりに事業を実施されている自治体においては、仮に臨時休業等により当該月の副食費の徴収額が減額された場合、減額後の料金と補助上限額を比較していずれか低い方を補助することとなります。	

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ

NO	事項	問	答	備考
23	施設等利用費 (臨時休業した幼稚園の教育標準時間における預かり保育事業の利用料について)	今般の新型コロナウイルス感染症対策として、幼稚園が休園し教育標準時間部分の園児に対する活動を休止する一方で、預かりが必要な幼児に対して、午前中から預かり保育事業を実施するような場合、幼稚園が徴収する預かり保育事業の利用料についてどのように扱うべきですか。	<p>【新制度の幼稚園(「一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」を受給)の場合】</p> <p>幼稚園については、家に一人であることができない年齢の子供が利用するものであることや、保護者の就労等により保育の必要性がある子供の受け皿になっていることを踏まえ、臨時休園を実施する場合であっても、保育を必要とする子供の受け皿として預かり保育事業の長時間化(夏休みと同様に、早朝・夕方)の預かりに加えて教育時間相当部分も開所する等)を行っている事例も見受けられます。</p> <p>幼稚園教諭の職務は園児と直接向き合うものに限らず、指導計画の作成、教材準備、園内研修など様々な業務があることに加え、休業する場合であっても指導計画や卒園式・入園式等の抜本的見直し、園内の消毒・衛生管理体制の強化など新たな業務も想定されることから、今回の感染防止対策を理由として臨時休業とする場合であっても、基本的に勤務は継続されると考えられることを踏まえ、教育・保育給付や施設等利用給付は通常どおり取り扱うこととしております。</p> <p>その上で、預かり保育事業を長時間化させる場合、預かり保育事業担当職員分の人件費など運営費が増えることも想定されますが、今般の新型コロナウイルス感染症問題の影響により子育て世帯等の収入減や経済的負担増加への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえ、教育・保育給付で配置している教育課程担当の教員の勤務時間の一部を今般の休園期間中における預かり保育事業の増時間分(教育時間相当部分等)に充てることなどにより、教育時間相当部分に係る預かり保育事業の費用を徴収しないなど、可能な限り追加的な利用者負担の増加を抑制するよう御配慮いただくことが望ましいと考えられます。</p> <p>上記の取組を可能とするため、今回の臨時休業中の「一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」に係る単価は長期休業日単価を適用するとともに、今回の臨時休業期間に限る特例的な措置として、臨時休業期間中の「一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」の教育時間相当部分に係る担当職員として、幼稚園における学級担任や講師等を充てることは差し支えないこととします。</p> <p>なお、臨時休業期間中の「一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」の教育時間相当部分に係る担当職員として幼稚園における学級担任や講師等を充てる際に、人件費等に追加的な費用が生じる場合(例えば短時間勤務職員の労働時間を増やす、担当する学級担任への追加的な手当を支給するなど)には当該費用を「一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」の費用として算入して構いません。</p> <p>一方で、追加的な費用が生じない場合は、公定価格との二重給付を避けるため、教育時間相当部分に係る担当職員の人件費は「一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」の費用として算入することはできないことに御留意ください。</p> <p>【上記以外の幼稚園の場合】</p> <p>私学助成を受ける幼稚園については、各都道府県の補助要綱により休業に伴う運営費の影響が異なるため、各都道府県私立学校主管課にお問い合わせいただく必要がありますが、①臨時休業に伴う私学助成等の減額がない ②教育課程担当職員が預かり保育事業を担当することが補助要綱上許容されている場合には、預かり保育事業の長時間化に伴う費用の増加や受給している運営費助成の額を比較して追加的な費用負担が生じない場合には、新制度の幼稚園と同様に教育時間相当部分の費用を徴収しないなど、追加的な利用者負担の増加を抑制するよう御配慮いただきたいと思います。</p>	
24	施設等利用費 (令和3年4月以降の取扱いについて)	令和3年4月以降、臨時休園等の期間中の施設等利用費の取扱いに変更はあるのでしょうか。	令和3年4月以降についても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等している場合の施設等利用費については、臨時休園等期間中に係る利用料を減算することなく支給を行うこととして差し支えありません。	

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ

NO	事項	問	答	備考
25	施設等利用費 (支給上限額を超える保育料についての取扱い)	幼稚園(新制度に移行していない)及び認可外保育施設においては、新型コロナウイルス感染症により臨時休園等した場合であっても、「子育てのための施設等利用給付」(幼稚園は上限月額2.57万円、認可外保育施設は上限月額3.7万円)が引き続き支給されることですが、支給上限額を超える保育料についてはどのような扱いが考えられますか。	幼稚園(新制度に移行していない)及び認可外保育施設における施設等利用給付の支給上限額を超える保育料の取扱いについては、各設置者と保護者の契約等に基づき定められるものであるため、臨時休業等期間中の徴収の取扱いについては保護者の理解を得つつ各設置者において御判断いただくようお願いいたします。 なお、一般論としては、臨時休業等期間中においても、幼稚園教諭・保育教諭といった各職員は教育課程や保育計画の編成、保育環境の準備、各家庭との連絡、園内の消毒・衛生管理体制の強化など、教育・保育の提供に必要な業務に従事していると考えられ、保育料はこうした役割を含め、教育・保育の提供に必要な費用を総合して定められているものであること等を踏まえると、必ずしも臨時休業等期間中の保育料の返還義務が生じるものではないと考えられます。	
26	施設等利用費 (臨時休業等により預かり保育事業の提供日数が減少した場合の認可外保育施設等の取扱いについて)	年度当初の計画では預かり保育事業が年間200日以上かつ1日8時間以上実施予定であった幼稚園の利用者は、通常であれば預かり保育事業に加えて認可外保育施設等を利用した場合であっても施設等利用費の支給対象となりませんが、今般の新型コロナウイルス感染症対策による幼稚園等の臨時休業等に伴って、当該園における預かり保育事業の提供日数が減少した場合どのように考えれば良いですか。 具体的には、上記の例において、臨時休業等に伴って預かり保育事業の実施した実績日数が年間200日を下回るようになった場合、当該利用者が施設等利用給付第2号認定を受けていれば、認可外保育施設等を利用した場合の利用料について1.13万円まで施設等利用費が支給されますか。	前提として、幼稚園(認定こども園、特別支援学校含む)の在園児向けに実施している預かり保育事業については、各園での提供状況が ①年間200日以上かつ1日8時間以上であれば、「幼稚園(2.57万円)+預かり保育事業(2号:1.13万円/3号:1.63万円)」が施設等利用費の対象 ②年間200日未満又は1日8時間未満であれば、「幼稚園(2.57万円)+預かり保育事業+認可外保育施設等(2号:1.13万円/3号:1.63万円)」が施設等利用費の対象となります。(子ども・子育て支援法施行規則第28条の18)  上記、①又は②のいずれの施設であるかは、施設所在市町村が行う「公示」項目に含まれており(子ども・子育て支援法施行規則第53条の6)、①か②の判断方法については、「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年10月30日版)」のNo.7-7において「年度開始前に予定している年間計画で判断」する旨を周知しているところです。  今般の新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等により開業日数が減少するため、1日当たりの時間が8時間を下回るか、1年当たりの提供日数が200日を下回るとして、①として公示されている施設が、②の施設に該当するようになった場合、年間計画が変更になったとして市町村の判断により②の施設であると改めて「公示」することにより、認可外保育施設等の利用料も上限額の範囲内(2号:1.13万円/3号:1.63万円)で無償化の対象となります。	
27	施設等利用費 (臨時休業等により預かり保育事業の提供日数が減少した場合の認可外保育施設等の取扱いについて)	今般の新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等の影響により、ある幼稚園において実施している令和2年度の預かり保育事業の提供日数が年間200日未満になることが判明し、年度途中から、「①年間200日以上かつ1日8時間以上」の施設から「②年間200日未満又は1日8時間未満」の施設への変更について公示を行う予定である。これにより新たに対象となる認可外保育施設等について年度当初からの利用料を施設等利用費の対象とすることは可能か。 また、令和元年度において、コロナ対応により、預かり保育事業を実施した実績日数が年間200日を下回り、これから①の施設から②の施設に変更することを公示する場合、3月分の認可外保育施設等の利用料について、施設等利用費の対象とすることは可能か。	預かり保育事業に加えて認可外保育施設等の利用費が無償化の対象となるかどうかの変更となる場合、利用者の施設利用の判断に資するため、基本的にはあらかじめ施設からの申請等により次年度の預かり保育の実施計画等を把握し、施設等利用給付の対象となる期間に先立って公示を行うのが適切と考えられます(無償化FAQ7-8参照)が、今回の新型コロナウイルスに伴う休園等により預かり保育事業の実績日数が減少し上記の変更を行う場合は、実績に基づき判断する以上、利用に先立って公示を行うことは困難と考えられます。  そのため、今回の新型コロナウイルスに伴う休園等により、令和2年度当初から、当該園の年間計画の変更により預かり保育事業の提供日数が200日を下回る予定であることを市区町村として把握していたと考えられる場合は、特例的に、実際の公示行為が事後となっている場合であっても、把握時点からの認可外保育施設等の利用料について、認可外保育施設等の利用が施設等利用費の対象とならないと考えて利用しなかった保護者との公平性の観点等から、園や保護者の理解が得られる場合においては、市区町村の判断で施設等利用費の対象として差し支えありません。 また、令和元年3月分についても上記と同様の取扱いとなりますが、年度を跨いで給付額が変更となるため、例えば、令和元年3月分の支給を令和2年度予算で対応しているなど、各自自治体の会計処理上問題が生じないのであれば、施設等利用費の対象として差し支えありません。 (※施設等利用費の過年度支出については無償化FAQの5-36、5-38を参照ください。)  なお、②の施設としての公示行為が事後となり公示日より前の認可外保育施設等の利用について、市区町村の判断により施設等利用費の給付を認める場合、何月何日からの利用が給付対象になるかという点を明らかにしておくとともに、認可外保育施設等の利用があった保護者が漏れなく給付を受けられるよう、丁寧に保護者及び施設への周知を行ってください。 また、特に卒園児の給付額を変更とする場合、在籍していた園を通じて申請書類等を取り取りすることは困難な場合も多いと考えられるため、保護者と直接書類を取り取りするなど、園の事務負担の軽減に配慮してください。	

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ

NO	事項	問	答	備考
28	教育・保育給付認定等	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、求職活動ができないケースが多く見受けられますが、求職事由による保育の必要性認定を受けている保護者について、認定の有効期間を延長できないでしょうか。	<p>「求職活動」の事由に係る有効期間の経過後も引き続き求職活動により保育が必要な状況にあると認められる場合には、その状況を確認の上、再度認定することが可能です。各自治体において、再認定での柔軟な対応をお願いいたします。</p> <p>また、再認定の際、昨今の外出自粛要請等により自宅外での活動が困難な状況にある保護者に配慮して、活動実績等は自宅での活動も含めて判断する。保護者からの再認定の申請については郵送申請での対応とする等、柔軟な対応をお願いいたします。</p> <p>参考：                      子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第8条第4号及び第10号                      子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について（平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号内閣府政策統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）</p>	
29	教育・保育給付認定等	保育の必要性について、再度認定する場合、再度利用調整をする必要がありますか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を理由とした求職事由による再認定や事由変更の場合において、必ずしも再認定時に再度の利用調整をしなければならないものではありません。各自治体の状況に応じ、柔軟な対応をお願いいたします。	
30	教育・保育給付認定等	就労事由での保育の必要性の認定申請をする場合、添付書類として必要となる就労証明書に関して、押印を不要とすることが可能ですでしょうか。	<p>法令上は、必要性の認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付して認定の申請をすることとなり、添付書類について押印の要否は定められておりません。そのため、昨今の外出自粛要請等の状況を踏まえ、各市区町村の判断で、押印を不要としていただくようお願いいたします。</p> <p>また、市区町村におきましては、保育の必要性の認定申請等に当たって、マイナポータル上でオンライン申請を積極的に活用することとし、住民に対してオンライン申請の利用を促す等の対応も検討してください。</p> <p>(参考1) 子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、第11条第2項第2号、第28条の3第2項                      (参考2) マイナポータルでの申請  <a href="https://app.oss.myna.go.jp/Application/search">https://app.oss.myna.go.jp/Application/search</a></p>	

○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ

NO	事項	問	答	備考
31	地域子ども子育て支援事業 (一時預かり事業(幼稚園型 I)の適用単価)	新型コロナウイルス感染症対策のため、幼稚園で、園児ごとに登園日を分ける形で正規の教育活動を実施しています。(分散登園)指定した登園日ではない日に登園してきた園児を、一時預かり事業(幼稚園型 I)で預かっているのですが、幼稚園が徴収する預かり保育事業の利用料についてどのように扱うべきでしょうか。また、この場合単価は平日単価を適用すればよいでしょうか？それとも長期休業日単価を適用すればよいでしょうか。	<p>指定した登園日ではない日に登園した園児を預かっている場合の利用料等の考え方については、基本的にはNo.19で示した臨時休業中の園児の預かりと同じ扱いとなります(No.19も併せてご確認ください)。</p> <p>すなわち、分散登園児においても教育・保育給付や施設等利用給付は通常どおり取り扱うこととしており、また分散登園期間中の「一時預かり事業(幼稚園型 I)」の教育時間相当部分に係る担当職員として、幼稚園における学級担任や講師等を充てることは差し支えないため、指定した登園日ではない日に登園していた園児についても、教育時間相当部分に係る預かり保育事業の費用を徴収しないなど、可能な限り追加的な利用者負担の増加を抑制するよう御配慮いただくことが望ましいと考えられます。</p> <p>ただし、分散登園を実施している日の一時預かり事業(幼稚園型 I)の単価については、園として教育課程に基づく教育活動を行っており、指定された登園日として登園した園児も預かり保育を利用する事から、平日単価を適用し、指定した登園日ではない日に登園している園児に係る追加的経費については長時間加算を適用して対応(当該園児に係る教育時間は0時間で計算し、預かり時間が4時間を超える場合は加算を適用)することが基本となります。しかし、例えば市町村において預かり時間に応じた長時間加算を設定していない場合など、市町村が必要と認める場合においては、登園日ではない日に登園した園児の預かりに対してのみ、長期休業日単価を適用することも可能です。この場合、登園日に基づいて登園した園児の預かりに対しては平日単価を適用するため、同じ日に子どもによって違う単価を適用することになることにご留意ください。</p> <p>なお、指定した登園日ではない日に登園してきた園児を対象とした、「一時預かり事業(幼稚園型 I)」の教育時間相当部分に係る担当職員として幼稚園における学級担任や講師等を充てる際に、人件費等に追加的な費用が生じる場合(例えば短時間勤務職員の労働時間を増やす、担当する学級担任への追加的な手当を支給するなど)には当該費用を「一時預かり事業(幼稚園型 I)」の費用として算入して構いません。</p> <p>一方で、追加的な費用が生じない場合は、公定価格との二重給付を避けるため、教育時間相当部分に係る担当職員の人件費は「一時預かり事業(幼稚園型 I)」の費用として算入することはできないことに御留意ください。</p>	
32	休業補償 (小学校休業等対応助成金)	小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため出勤できない職員がいるのですが、小学校休業等対応助成金を受給することができるのでしょうか。	<p>公定価格と小学校休業等対応助成金は支給する趣旨等が異なることから、要件を満たす事業者については小学校休業等対応助成金を受給することができます。</p> <p>なお、助成金の活用にあたっては、公定価格で施設の収入が保証されていることを踏まえ、代替要員の人件費等の追加的な費用に充てるなど人件費の支出について適切にご対応いただくことが望ましいと考えております。</p>	
33	休業補償 (雇用調整助成金)	保育所等の特定教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業を実施している事業所等は、雇用調整助成金の対象になるでしょうか。	<p>雇用調整助成金においては、制度上給与と公費が充てられる職種に関しては対象外となります。保育所等との関係では、運営費(施設型給付費、地域型保育給付費)に人件費が明示的に含まれている職種については運営費からの人件費の支払いをお願いすることになりますが、そうでない職種や私学助成幼稚園、認可外保育施設、運営費(施設型給付費、地域型保育給付費)以外で実施する事業(例えば地域子ども・子育て支援事業)分については、雇用調整助成金の対象になる可能性があります。個別の事業所の置かれている状況はさまざまですので、実際に支給されるかどうかについては、お近くの都道府県労働局・公共職業安定所(ハローワーク)や「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター」(0120-60-3999、受付時間9:00~21:00(土日・祝日を含む))までお問い合わせいただけますようお願いいたします。また、雇用調整助成金の内容や特例の概要については、厚生労働省のHPにも情報を掲載していますので、併せてご覧ください。</p> <p>(参考:厚生労働省のHPのリンク)  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html</a></p>	